

学内利用料金の減免措置

佐賀大学における研究設備の共同利用に関する要領第7条第4項

利用料金負担の減免対象及び減免内容

対象	利用料	減免対象の研究設備	備考
40歳以下、且つ 外部資金を獲得している研究者	半額 ^{*1} (100円未満端数切上) 消耗品は実費請求	・総合分析実験センター(本庄地区)の 全学1 ・理工学部的全学2 ・農学部的全学3 ^{*2}	
外部資金で購入した500万円以上で、且つ購入年度が過去5年間で購入した全学3の機器を共用化した研究者 ^{*3}	1割引 ^{*1} (100円未満端数切上) 消耗品は実費請求	・総合分析実験センター(本庄地区)の 全学1 ・理工学部的全学2 ・農学部的全学3 ^{*2}	適切な共用化のルールと利用料金を定めて、WEB上で公開していることが必要。

^{*1} 単価ではなく、総額（実費請求分を除く）に対して適用する。

^{*2} 先端研究基盤共用促進事業(新たな共用システム導入プログラム)で共用利用として登録している研究設備のみ

^{*3} 機器の購入年度が過去5年間に超過した時点で、減免対象から除外する。